

調布市調布駅前ひろば検討会要綱

第 1 設置

調布駅前広場の整備等に係る検討及び再確認を行うため、調布駅前ひろば検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

検討会は、次の各号に掲げる事項について調布駅前広場の整備等に係る検討について広く意見を聴取する。

- (1) 調布駅前広場の整備等に係る検討及び再確認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第 3 構成

検討会は、市長が依頼する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）

15 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 関係行政機関の推薦する市民 5 人以内
- (3) 公募市民 2 人以内
- (4) 関係団体の推薦する者 4 人以内

第 4 任期

委員の任期は、市長が委嘱した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

第 5 会長

検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

第 6 招集

検討会は、会長が招集する。

第 7 意見の聴取等

会長は、検討会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 8 庶務

検討会の庶務は，都市整備部街づくり事業課において処理する。

第 9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和元年 8 月 2 0 日から施行する。
- 2 この要綱は，令和 2 年 3 月 3 1 日限り，その効力を失う。